

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

		資料番号	14-1	担当課	保健福祉課
法令名	社会福祉法	根拠条項	144 条	不利益処 分の種類	社会福祉連携推進法人の業務 の停止、役員了解職
[社会福祉法 (昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号)] (監督等) 第五十六条 (第八項を除く。)、第五十七条の二、第五十九条、第五十九条の二 (第二項を除く。) 及び第五十九条の三の規定は、社会福祉連携推進法人について準用する。この場合において、次 の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替 えるものとする。					
第五十六条第四項から第七項 まで、第九項及び第十一項、 第五十七条の二、第五十九条 並びに第五十九条の二第四項	所轄庁	認定所轄庁			
(監督) 第五十六条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務 若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設 に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること ができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを 提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならな い。 4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、 又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、 その改善のために必要な措置 (役員了解職を除く。) をとるべき旨を勧告することができる。 5 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同 項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 6 所轄庁は、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧 告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係 る措置をとるべき旨を命ずることができる。 7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を 定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員了解職を勧告することができる。 8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し た場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がな いのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。 9 所轄庁は、第七項の規定により役員了解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉法人 に、所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合において は、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びそ の勧告をなすべき理由を通知しなければならない。 10 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出 することができる。 11 第九項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうか についての意見を付した報告書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。					